

相 署 名 者 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈 与 の 限 度 額 使 用 期 限 (注2)	署 名 日 期 (効力生 日) (注3)	告 示 日 期 (注4)
基礎保健医療サービス強化計画 のための贈与に関する日本国政 府とハイチ共和国政府との間の 交換公文	基礎保健医療サービス強化計画を実施するために必 要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	293,000千円 H17.2.16まで	H16.2.17 ポルト プラン で (同日)	日本側 二石昌人在ハイチ 臨時代理大使 ハイチ側 ジョゼフ・フイ リップ・アントニオ外務 大臣	H16.7.28 395号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名前を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)付については、平成〇年△月□日をH.O.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。